

## 平成 2 3 年第 2 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 6 月 1 7 日（金）午前 1 1 時 1 5 分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 5 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度あけぼの団地公営住宅建替工事（3 号棟）（建築主体））
- 日程第 2 6 議案第 1 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度遠軽小学校給食施設新築工事（建築主体））
- 日程第 2 7 議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度遠軽小学校給食施設新築工事（設備））
- 日程第 2 8 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度南小学校大規模改修工事（建築主体））
- 日程第 2 9 議案第 1 3 号 工事請負契約の締結について（平成 2 3 年度ジオパーク拠点施設整備工事）
- 日程第 3 0 議案第 1 4 号 財産の取得について（平成 2 3 年度遠軽町公営バス購入）
- 日程第 3 1 議案第 1 5 号 財産の取得について（平成 2 3 年度 1 3 t 級除雪ドーザ購入）
- 日程第 3 2 議案第 1 6 号 財産の取得について（平成 2 3 年度戸籍電算システム機器等購入）
- 日程第 3 3 議案第 2 号 遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定について（付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査））
- 日程第 3 4 意見案第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 2 4 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 3 5 意見案第 2 号 地方財政の充実を求める意見書
- 日程第 3 6 意見案第 3 号 国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める意見書
- 

#### ◎出席議員（1 7 名）

《平成 2 3 年 6 月 1 7 日》

議 長	1 8 番	前 田 篤 秀 君	1 7 番	淺 水 輝 彦 君
	1 番	石 田 通 行 君	2 番	今 村 則 康 君
	3 番	清 野 嘉 之 君	4 番	林 照 雄 君
	5 番	黒 坂 貴 行 君	6 番	松 田 良 一 君
	7 番	岩 上 孝 義 君	8 番	山 田 和 夫 君
	9 番	岩 澤 武 征 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
	1 2 番	高 橋 眞 千 子 君	1 3 番	荒 井 範 明 君
	1 4 番	阿 部 君 枝 君	1 5 番	奥 田 稔 君
	1 6 番	高 橋 義 詔 君		

◎欠席議員（1名）

1 0 番 杉 本 信 一 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	秋 保 利 勝 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	村 本 秀 敏 君	経 済 部 長	高 嶋 朝 雄 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 部 参 与	佐 藤 優 君
民 生 部 参 与	石 川 弘 美 君	総 務 課 長	寒 河 江 陽 一 君
情 報 管 財 課 長	岩 山 靖 彦 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君
財 政 課 長	太 田 守 君	保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君
住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君	税 務 課 長	鈴 木 光 男 君
農 政 林 務 課 長	安 藤 清 貴 君	商 工 観 光 課 長	大 河 原 忠 宏 君
建 設 課 長	中 川 原 英 明 君	建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君
水 道 課 長	岸 野 博 美 君	会 計 管 理 者	松 本 妙 子 君
生 田 原 総 合 支 所 長	岡 村 宏 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	工 藤 敏 広 君
白 滝 総 合 支 所 長	池 田 博 利 君	教 育 長	河 原 英 男 君
教 育 部 長	橋 本 健 一 君	教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君
社 会 教 育 課 長	中 村 哲 男 君	社 会 体 育 課 長	工 藤 重 雄 君
図 書 館 長	佐 川 哲 史 君	総 務 課 参 事	藤 本 陽 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 博 之 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 博 之 君		

《平成23年6月17日》

---

◎議会事務局職員出席者

事務局長	伯谷正明君	庶務・議事担当主任	小玉美紀子君
事務局主幹	河本伸二君	庶務・議事担当主任	梶田淳一君

《平成23年6月17日》

---

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は 17 人であります。  
なお、杉本議員より欠席の届けがあります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第 118 条の規定により、松田議員、浅水議員を指名いたします。

---

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りいたします。  
お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎日程第 25 議案第 9 号

- 議長（前田篤秀君）  
日程第 25 議案第 9 号工事請負契約の締結について（平成 23 年度あけぼの団地公営住宅建替工事（3 号棟）（建築主体））を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
岩山情報管財課長。
- 情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第 9 号工事請負契約の締結について御説明いたします。  
遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。  
契約の目的は、平成 23 年度あけぼの団地公営住宅建替工事（3 号棟）（建築主体）であります。  
契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額 4,961 万 2,500 円であります。  
契約の相手方は、紋別郡遠軽町白滝 149 番地 1、大同産業開発株式会社、代表取締役今野政男であります。

この工事につきましては、6月6日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が4,961万2,500円で落札をしております。

入札の執行につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表の2枚目の表でございますが、32番に記載しておりますので御参照願います。

大同産業開発株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成24年1月30日の完成を予定しているところでございます。

なお、参考までに、本議案の関係工事であります電気工事、設備工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） 済みません、1点だけ。

僕の記憶違いだったら訂正してもらって結構ですが、白滝のあけぼの団地の建てかえは隔年建築ではなかったですか。毎年1棟ずつやっていくという当初の計画ではなくて、1年置きにやっていって7号棟だか8号棟までいくという当初計画だったような気がするのですが、違いましたか。

○議長（前田篤秀君） 山本建設課参事。

○建設課参事（山本善宏君） 計画に係る話ですので、私のほうから御説明させていただきます。

計画につきましては、合併時の住宅マスタープラン関係の見直しによりまして、この団地につきましては1年置きということで計画をしておりました。今回、ちょうどその1年置きの年にたしか当たっているかと思いますが、昨年末に長寿命化計画というのを策定するように求められておまして、今、まとめの段階に入っておりますけれども、今年度の予算要求に当たりまして、白滝の地域につきましては、ほかの全体調整の中で中2年をあけて今後やっていきたいということで、今、見直し中でございます。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結について（平成23年度あけぼの団地公営住宅建替工事（3号棟）（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 議案第10号工事請負契約の締結について（平成23年度遠軽小学校給食施設新築工事（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成23年度遠軽小学校給食施設新築工事（建築主体）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は8,914万5,000円であります。

契約の相手方は、山口・茶木経常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町1条通南2丁目3番地6、株式会社山口産商、代表取締役山口正英。構成員、紋別郡遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社、代表取締役茶木義尚であります。

この工事につきましては、6月8日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、山口・茶木経常建設共同企業体が8,914万5,000円で落札しております。

入札の執行につきましては、さきに配付しております工事発注状況の一覧表、2枚目の表の31番目に記載しておりますので御参照を願います。

山口・茶木経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成24年3月9日の完成を予定しているところであります。

なお、参考までに、本議案の関連工事であります電気工事及び設備工事につきましても、同日、入札を執行しているところでございます。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結について（平成23年度遠軽小学校給食施設新築工事（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

《平成23年6月17日》

### ◎日程第 27 議案第 11 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 27 議案第 11 号工事請負契約の締結について（平成 23 年度遠軽小学校給食施設新築工事（設備））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第 11 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成 23 年度遠軽小学校給食施設新築工事（設備）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額は 6,342 万円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町西町 2 丁目 8 番地、有限会社サトウ熱器、代表取締役佐藤好生であります。

この工事につきましては、6 月 8 日、有限会社サトウ熱器ほか 5 社により指名競争入札を行い、有限会社サトウ熱器が 6,342 万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表、2 枚目の裏側になります 37 番目に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、有限会社サトウ熱器とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成 24 年 3 月 9 日の完成を予定しているところであります。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。これより、議案第 11 号工事請負契約の締結について（平成 23 年度遠軽小学校給食施設新築工事（設備））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 28 議案第 12 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 28 議案第 12 号工事請負契約の締結について（平成 23 年度南小学校大規模改修工事（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第12号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成23年度南小学校大規模改修工事（建築主体）であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額6,226万5,000円であります。

契約の相手方は、日新・丸尾経常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社、代表取締役遠藤利秀。構成員、紋別郡遠軽町南町3丁目4番地39、株式会社丸尾建設、代表取締役丸尾国弘であります。

この工事につきましては、6月8日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、日新・丸尾経常建設共同企業体が6,226万5,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧、2枚目の表30番に記載しておりますので御参照を願います。

日新・丸尾経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し着工の上、平成23年11月18日の完成を予定しているところであります。

なお、参考までに、本議案の関係工事であります電気工事及び設備工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

荒井議員。

○13番（荒井範明君） 1点お尋ねをいたします。

この南小学校の工事は体育館の耐震化工事を含む事業だと思っておりますけれども、ただいまの説明で工期が23年11月18日とありましたけれども、ここまではかからないのでしょうかけれども、体育館の工事ですから、学校行事に支障がないのかということです。3月に学校行事ですべてスケジュールが決まっていると思いますので、そういったことに支障がないのかどうかだけ確認させてください。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 体育館の工事ですけれども、夏休みを集中的にやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） それはわかるのですが、夏休み25日間ですよ。この工事の主な部分が25日間で終わるかということなのですから、その辺は学校と協議をしていますか。

《平成23年6月17日》



○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 計画段階で学校と協議はしておりますけれども、業者が決まりましたので、今後も学校と業者と教育委員会が入りまして協議をして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 荒井議員。

○13番（荒井範明君） 当初予算の段階で、3月の段階でこういう工事が決まっていたわけですから、早い時期に、学校の授業のスケジュールが決まる前に学校当局と協議をしていたかどうかという確認なのですが。

○議長（前田篤秀君） 藤江教育部次長。

○教育部次長（藤江敏博君） 建設工事につきましては、計画段階で早い時期に学校行事や何かがありますので、それは協議はしております。最終的に業者が決まりましたので、今後、詳しく詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第12号工事請負契約の締結について（平成23年度南小学校大規模改修工事（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第29 議案第13号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 議案第13号工事請負契約の締結について（平成23年度ジオパーク拠点施設整備工事）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第13号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結したく議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成23年度ジオパーク拠点施設整備工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、契約金額6,153万円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町白滝149番地1、大同産業開発株式会社、代表取締役

今野政男であります。

この工事につきましては、6月8日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、大同産業開発株式会社が6,153万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、さきに配付しております建設工事等発注状況の一覧表、2枚目の表にあります29番目に記載してございますので御参照願います。

なお、大同産業開発株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。工期につきましては、議決後、工事請負契約の締結を執行し着工の上、平成24年2月29日の完成を予定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号工事請負契約の締結について（平成23年度ジオパーク拠点施設整備工事）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第30 議案第14号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 議案第14号財産の取得について（平成23年度遠軽町公営バス購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第14号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

取得の目的は、平成23年度遠軽町公営バス購入であります。

取得する財産は、公営バス1台であります。

取得方法は指名競争入札でありまして、取得価格は2,596万6,500円でありませす。

取得相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布中町76番地2、有限会社國枝モータース、代表取締役國枝由一であります。

この財産の取得につきましては、乗車定員56人乗りの中型バスでありまして、6月8日、共栄自動車工業株式会社、株式会社佐渡自動車整備工場、有限会社遠藤モータース、

《平成23年6月17日》

合資会社吾妻モーターズ、有限会社國枝モーターズの5社により指名競争入札を行い、有限会社國枝モーターズが2,596万6,500円で落札をしております。

納期につきましては、平成24年3月31日を予定しているところでございます。

有限会社國枝モーターズとは、同日、仮契約を締結しております。

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第14号財産の取得について（平成23年度遠軽町公営バス購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第31 議案第15号

○議長（前田篤秀君） 日程第31 議案第15号財産の取得について（平成23年度13t級除雪ドーザ購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第15号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

取得の目的は、平成23年度13トン級除雪ドーザ購入であります。

取得する財産は除雪ドーザ1台であります。

取得方法は指名競争入札でありまして、取得価格1,415万4,000円であります。

取得相手方は、紋別郡遠軽町学田2丁目8番地20、株式会社佐渡自動車整備工場、代表取締役佐渡博夫であります。

この財産の取得につきましては、13トン級の除雪ドーザでありまして、6月8日、共栄自動車工業株式会社、北海道川重建機株式会社、株式会社佐渡自動車整備工場、有限会社遠藤モーターズ、合資会社吾妻モーターズ、有限会社國枝モーターズ、キャタピラーイーストジャパン株式会社の7社により指名競争入札を行い、株式会社佐渡自動車整備工場が1,415万4,000円で落札したところでございます。

納期につきましては、平成23年12月20日を予定しているところでございます。

株式会社佐渡自動車整備工場とは、同日、仮契約を締結しております。

《平成23年6月17日》

以上で議案の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第15号財産の取得について（平成23年度13t級除雪ドーザ購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第32 議案第16号

○議長（前田篤秀君） 日程第32 議案第16号財産の取得について（平成23年度戸籍電算システム機器等購入）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第16号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産の取得を行いたく議会の議決を求めるものであります。

取得の目的は、平成23年度戸籍電算システム機器等購入であります。

取得する財産は、次のページ、別紙をごらん願います。

別紙は、取得する財産の一覧表でございます。戸籍情報システムサーバー2台、住基連携用中間サーバー1台、テープドライブ1台、ラックコンソール1台、カードリーダーライタ2台、コンパクトフラッシュ6枚、無停電電源装置2台、戸籍情報システムクライアント5台、複合機5台、プリンター1台、バックアップ装置一式、戸籍情報システムソフトウェア一式であります。

前のページに戻りまして、取得方法は随意契約でありまして、取得価格は2,782万5,000円であります。

契約相手方は東京都中央区銀座7丁目16番12号、リコージャパン株式会社、代表取締役畠中健二であります。

取得する財産につきましては、リコージャパン株式会社と見積もり合わせを行い2,782万5,000円で決定をしております。

納期につきましては、平成23年9月30日を予定しているところであります。

リコージャパン株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

以上で、議案の説明を終わります。

《平成23年6月17日》

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 1点お伺いします。

バックアップ装置を買うことになっておりますが、このバックアップ装置、同じ庁舎の中に置いているのかどうかという部分で、もし置いてあるとしたら、それは今後、違う施設というか、例えば遠軽で言えば白滝支所に置くだとか、そういったような考えはないのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田篤秀君） 岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） このバックアップ装置につきましては、今、白滝支所のほうに置くような考え方を持っております。

○議長（前田篤秀君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第16号財産の取得について（平成23年度戸籍電算システム機器等購入）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第33 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 平成23年第2回定例会において、総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました総務・文教常任委員会からの審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋眞千子総務・文教常任委員長。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

平成23年第2回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定についてを報告いたします。

本条例の制定につきましては、遠軽町社会教育中期計画策定委員会を設置するため、必要な事項を定めるものであります。

本委員会といたしましては、委員会審査を平成23年6月14日及び16日に行い、第2条を次のように改めるものです。

《平成23年6月17日》

所掌事務、第2条、委員会は、遠軽町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、社会教育中期計画の策定について審議、調査等を行い、教育委員会に答申を行うに改めることと決定したものであります。

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町社会教育中期計画策定委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、修正であります。

まず、委員長報告により、修正案についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告により、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

修正議決した部分を除く部分を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第34 意見案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第34 意見案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成24年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） ー登壇ー

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成24年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を読み上げて提案とさせていただきますと思います。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっている。

《平成23年6月17日》

政府は、「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定し、また、全国知事会など地方6団体も同様の意向を示したことから、義務教育費国庫負担金については一括交付金化しない方向で検討が進められている。しかし、政府内には一括交付金化への言及があるなど、その意図が払拭されていないことから、今後も義務教育制度堅持の取り組みが必要である。

義務教育費国庫負担制度は、地域主権を脅かすものではなく、むしろ保障する制度であり、義務教育には不可欠なことから、この制度の堅持と国の負担率を2分の1に復元することが求められている。

文科省は昨年、30年ぶりに40人学級を見直し、35・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画」を策定したが、昨年度分は2,300人（純増300人）の定数改善による小学校1年生の35人学級の実現にとどまった。学校現場においては、教職員の拡充は喫緊の課題となっており、ひとりひとりの子どもたちに行き届いた教育を保障するためにも、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

今年度の政府予算においても、「高校授業料無償化」「子ども手当」などが引き続き計上されたが、給食費・修学旅行費やテスト代・実習費などの保護者負担が存在している。地方交付税化されている教材費や図書費についても、厳しい地方財政の状況などから都道府県や市町村において格差が生じており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の確保と拡充が大切である。

よって、国においては、義務教育費国庫負担制度の堅持、国の負担率2分の1への復元など下記項目について強く要望する。

1、義務教育費国庫負担制度を堅持並びに国の負担率を2分の1に復元すること。

2、文科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施と「30人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期実現すること。当面は、小学校2年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。

3、給食費、修学旅行費、実習費など保護者負担の軽減・解消や就学保障の充実、教材費、図書費など国の責任で教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）であります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成24年度国家予算

編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第35 意見案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第35 意見案第2号地方財政の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今村議員。

○2番(今村則康君) ー登壇ー

地方財政の充実を求める意見書について、読み上げて提案をいたします。

東日本大震災によって、東北・関東では多くの自治体が甚大な被害を受けました。今後は、自治体を中心となった復興が求められます。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成23年度政府予算では地方交付税について総額17兆5,000億円を確保しており、平成24年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、平成23年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

よって、国においては、平成24年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、下記項目について強く要望します。

1、被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。

2、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成24年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。

3、地方財源の充実をはかるため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源委譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)、経済産業大臣であります。

《平成23年6月17日》



議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号地方財政の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第36 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第36 意見案第3号国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） —登壇—

国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める意見書。

読み上げて提案させていただきます。

3月11日に起きたマグニチュード9の巨大地震と大津波は、防ぐことのできない自然災害であるが、それに伴って引き起こされた福島第一原子力発電所の事故は未曾有の「人災」にほかならない。

史上最悪の事故となった旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故では、原子力発電所から300キロ離れた地域も高濃度の放射能に汚染され、当時40万人が強制移住するなど、多くの町や村が消えたことは私たちの記憶に刻まれている。事故から25年、チェルノブイリでは今なお放射能の影響を受けた子どもたちの甲状腺がん発症例が多く報告されている現状にあります。

「原子力発電所は多重防護で5重の壁に囲まれている。どんな事態になっても、とめる、冷やす、閉じ込めるの3つの機能が働き、放射能が外部に漏れることはない」とゆるぎない安全神話を主張してきた国と電力会社、学者の責任は大きい。

政府は、福島原子力発電所の事故がチェルノブイリ並みの国際的事故評価の「レベル7」だということを認めた。また、菅総理は、東海地震の想定震源域の真上に立地する浜岡原子力発電所について、すべて原子炉の運転停止を要請した。

今後30年以内にマグニチュード8程度と想定される東海地震が発生する可能性は87%と極めて高く、国民の安全と安心を考えた決断である。

福島の原子力発電所事故は、いまだ終息のめどが立たず、今後も汚染地域の拡大が心配

されることから、事態の長期化とともに次代を担う子供たちへの影響が懸念される場所である。私たちは、このようなリスクを抱える原子力発電所の推進より、子供たちが安心して生活ができる他のエネルギー政策を優先することが必要だと考える。

よって、今後のエネルギー政策については、太陽光を初めとして風力や水力、その他、地熱など自然の恵みをエネルギーに変え、再生可能な自然エネルギーの活用など、国のエネルギー政策の抜本的な見直しを図ることを求め、次の事項について強く要望する。

- 1、自然エネルギーの活用を推進すること。
- 2、太陽光発電の活用に対する国の大幅な支援策を講じること。
- 3、節電、省エネルギーの一層の取り組みを強化し、新エネルギービジョンを早急に策定し、取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣であります。

議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号国のエネルギー政策の抜本的な見直しを求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

### ◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第2回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午後0時07分 閉会

《平成23年6月17日》

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 松 田 良 一

署 名 議 員 浅 水 輝 彦